

# 令和３年度 京都市立中京中学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1. 総則

### (1)目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第１３条及び「京都市いじめの防止等取組指針」（平成２９年９月）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2)基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるようにすることを旨としなければならない。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指さなければならない。

さらにいじめかどうかの判断については、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該の子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む）をさす。

## 2. いじめ対策委員会

### 生徒指導委員会（いじめ対策委員会）

〔実施予定〕週１回

〔構 成 員〕 学校長 教頭 副教頭 生徒指導主事 補導主任 各学年補導係 養護教諭  
スクールカウンセラー ＳＳＷ

〔内 容〕・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。

- ・問題行動に対する、未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
- ・いじめ対策委員会の構成については、本校ホームページ及び年度当初の全校集会を通じて、生徒・保護者へ周知をすることとする。

## 3. 学校いじめ防止プログラム

### (1)学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### 学習環境の整備

- ・日常的に学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な小集団による学習形態を工夫することで、生徒が主となり安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・ＴＴを積極的に導入し、生徒の学習状況を的確に把握する。

#### 授業改善

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく、授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。

- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために、日常でのチームとしての教科会の充実と言うに及ばず、公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて授業づくりに努める。

### **道徳教育・人権教育の充実**

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、家庭や地域社会との共通理解・連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのために、いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を活用し指導・啓発を行う。また、休日参観等で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

### **生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実**

- ・キャリア教育の視点から、職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図るとともに、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

### **生徒同士の絆づくり**

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、お互いにお互いが、支え・励まし・高め合う集団の形成を目ざし、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

## **(2)いじめの早期発見・積極的認知のための取組**

### **日常の生徒に関する情報共有**

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒の些細な変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を丁寧かつ意識的・積極的にを行い、生徒の変化を早期に発見する。

### **生徒に対する定期的な調査**

- ・日常の生徒観察に加えいじめに関する記名式アンケート、クラスマネジメントシートを年複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

### **上記調査等の結果の検証及び組織的な対処**

- ・日常の相談はもちろんのこと年複数回の教育相談期間を設定し、生徒を多面的に観察・理解できる、クラスマネジメントシート等のツールを活用して、構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適切な支援・指導を行う。  
また好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったり、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し良好な関係を再び築くことが出来た場合や、一過性のけんかやふざけ合い等その都度解決に導かれる場合に置いては、「いじめ」という言葉を使わず、指導するなど、柔軟な指導も可能であるが、これらの場合でも、いじめには該当するため、いじめ対策委員会での情報共有などが必要である。見た目けんかでも、いじめに起因するケースもあるため注意を要する。

## **(3)いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組**

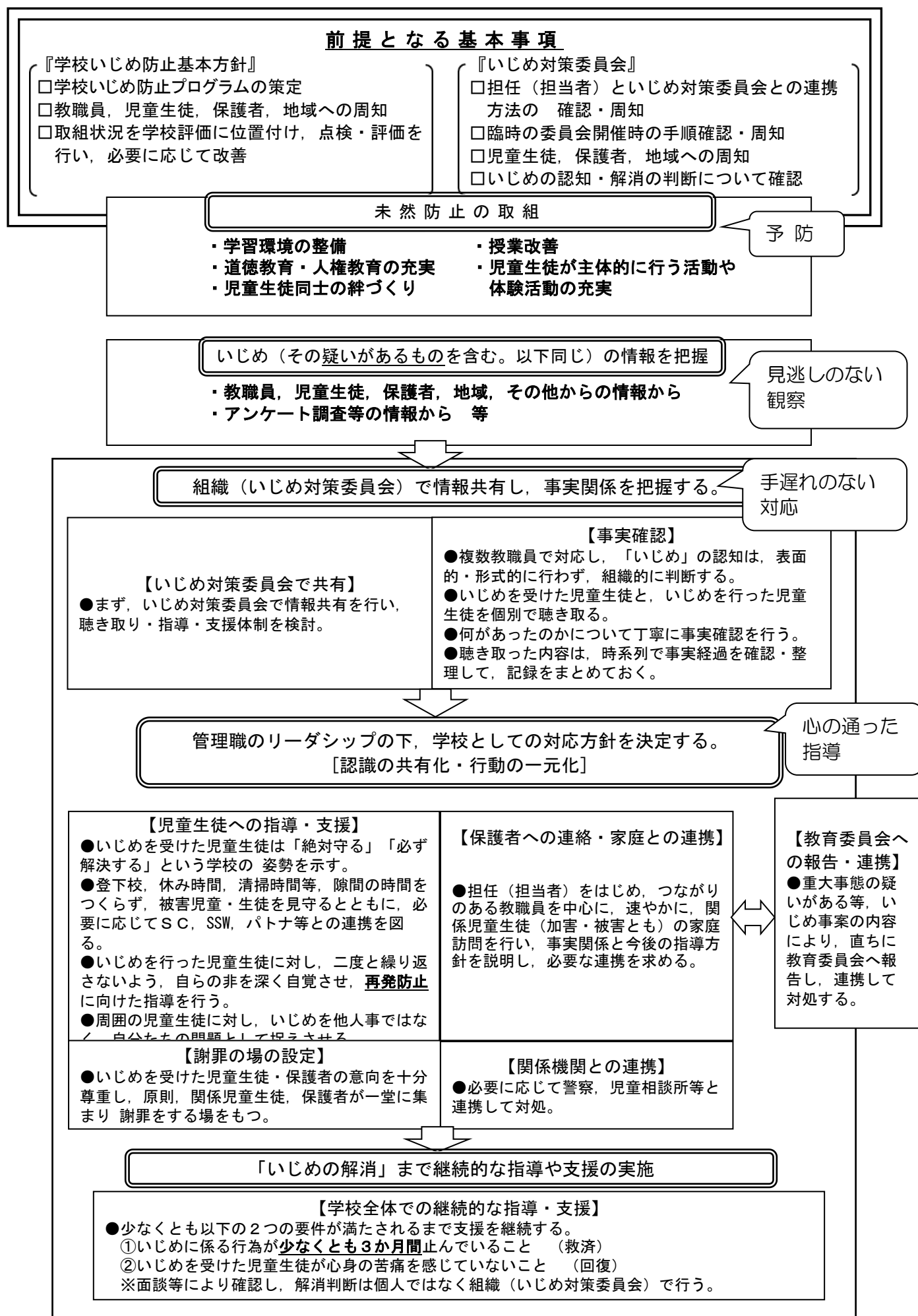
### **基本的な考え方**

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、教職員個人で抱え込まず、他の教職員と常に情報を共有し、学校が組織として把握し（いじめの認知）解決に向けた取組を行う。  
その際には、常にいじめを受けた子どもの立場にたち指導を進める。また放置しておくといじめにつながるようなおそれがある行為も対処、指導する必要がある。

- ・いじめに通報・相談があったときは、まず何よりもいじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の話を個々に丁寧に聞き取り、事実確認を行うことが重要である。なおその際、聴き取った内容は時系列で事実経過を確認・整理し、記録をまとめておくこととする。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言を行い、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置を講じ、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

# いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

## 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



## インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・学校・保護者が連携し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止の徹底に努める。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・日常の生徒同士の関わりを把握し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・あらゆる教育活動を通して、情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

## 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめの状態の収束については、相当の期間（少なくとも3ヶ月間を目安）が経過し、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できるまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で、解消かどうかの判断を行う。
- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

## (4)教職員の資質能力向上の取組

- ・日常的に生徒に関する情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・国立教育政策研究所作成の「いじめに関する校内研修ツール」を活用した、校内研修を実施する。
- ・定期的に生徒観察のチェックシートを活用し、可視化を図り教職員相互で補完する。

## 4. 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・いろいろな機会にいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、地域で『いじめられていないか?』、『他の子どもをいじめていないか?』と声かけをしていけるように広く保護者の理解・協力を求める。
- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

## 5. 重大事態への対処

### 基本的な考え方

- ・重大事態は、法において次のとおり定義されている。
    - ①いじめにより当該学校に在籍する、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
    - ②いじめにより当該学校に在籍する、児童生徒が相当の期間（30日を超える）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
- 具体的には身体に重大な傷害を負った場合や金品等に重大な被害を被った場合など、生徒の状況に応じて判断していく。

### 重大事態が発生したときの対応

- ・「いじめにより重大な被害が生じた」という生徒または保護者からの申立ては学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから調査をしないまま、いじめの重大事態ではないという断言はできない。また重大事態が発生したときは、遅滞なく調査を行うとともに、教育委員会への報告を行う。
- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織

を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

## 6. 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。また、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

| 月 | 対策会議（いじめ対策委員会等）の開催<br>や教職員の資質能力向上（校内研修）の<br>取組                                                                                                | 未然防止の取組                                                                                                   | 早期発見・積極的認<br>知の取組                                                                                       | 保護者等への発信<br>関係機関との連携                                                                                                        |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | ◇いじめ対策委員会①<br>「校内体制や組織的対応の共有」<br>「児童・保護者への広報について」<br>◆職員会議<br>「学校いじめの防止等基本方針の共有」<br>◆校内研修会①<br>「年間計画と役割の明確化」<br>「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの<br>確認」 | ・入学式<br>・学級開き<br>・全校集会で生徒に説明<br>「いじめ対策委員の紹介」<br>・新生を迎える会<br>・生徒会目安 BOX 設置<br>・学級目標決め<br>・道徳授業<br>・インプレ発表会 | ・前年度の記名式いじ<br>めアンケート・クラ<br>スマネジメントシ<br>ートについて確認<br>と共有                                                  | ・入学式で保護<br>者啓発<br>・授業参観<br>・学級懇談会                                                                                           |
| 5 | ◇いじめ対策委員会②<br>「未然防止に向けた取組の確認」<br>「クラスマネジメントシートの実施に向け<br>て」<br>◆校内研修会②<br>「いじめに関して、気になる生徒の共有」<br>「学校評価項目の確認」                                   | ・憲法月間の講話「いじめの<br>問題」について<br>・道徳授業<br><br>【3年】修学旅行                                                         | ・第1回クラスマネジ<br>メントシートの実<br>施、学年集約と共有<br>①（いじめ対策委員<br>会のメンバーを知<br>っているかについ<br>ての意識調査も行<br>う）<br>・教育相談の実施① | ・家庭訪問週間<br>・家庭地域教育<br>講座<br>・PTA 総会（学校<br>いじめ防止基<br>本方針や学校<br>の取組を説<br>明）<br>・学校運営協議<br>会（学校いじ<br>め防止基本方<br>針や学校の取<br>組を説明） |
| 6 | ◇いじめ対策委員会③<br>「クラスマネジメントシート・教育相談の結<br>果の共有と対策」<br>「記名式アンケートの実施に向けて」<br>◇臨時いじめ対策委員会 ←<br>「情報の共有と組織的対応」                                         | ・生徒総会<br>・小中連携授業参観                                                                                        | ・第1回記名式いじめ<br>アンケートの実施、<br>学年集約と共有①<br>（教職員の意識調<br>査も行う）                                                | ・休日参観<br>・学年懇談会<br>・道徳公開授業<br>・地生連会議                                                                                        |
| 7 | ◇いじめ対策委員会④<br>◆生徒指導委員会<br>「夏季休業中の生活について」                                                                                                      | ・夏季休業を迎えるにあたっ<br>ての心構え<br>・学年集会<br>・夏季学習会<br>・小中児童生徒会交流会                                                  |                                                                                                         | ・三者懇談会                                                                                                                      |

|    |                                                                                                                                                              |                                                          |                                                   |                                            |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------|
|    |                                                                                                                                                              | 【全校】ケータイ教室<br>【全校】非行防止教室                                 |                                                   |                                            |
| 8  | ◇いじめ対策委員会⑤<br>「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」<br>◆校内夏季研修会③<br>「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」<br>◆生徒指導委員会<br>「夏休み明けの生徒の様子について」<br>「不登校生徒への関わりについて」<br>「自殺予防について」<br>◆小中合同研修会 | ・生徒会リーダー講習会<br>・インプレ発表会                                  | ・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討                       | ・地域パトロール                                   |
| 9  | ◇いじめ対策委員会⑥<br>「学校評価の実施に向けて」                                                                                                                                  | ・文化祭、体育大会に向けての取組（集団づくり）<br>・体育大会                         |                                                   | ・地生連会議                                     |
| 10 | ◇いじめ対策委員会⑦<br>「学校評価の結果について① PDCA サイクル」<br>「記名式アンケートの実施に向けて」<br>◇臨時いじめ対策委員会 ←<br>「情報の共有と組織的対応」<br>◆校内研修会④<br>「いじめに特化した出前研修の実施」                                | ・文化祭                                                     | ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有②（教職員の意識調査も行う）             | ・学校評価の実施<br>・学校運営協議会（学校いじめ防止基本方針や学校の取組を説明） |
| 11 | ◇いじめ対策委員会⑧<br>「学校評価を受けて改善策を考える」<br>「年間の取組の見直し①」<br>「クラスマネジメントシートの実施に向けて」<br>◆職員会議・研修会<br>「学校評価に基づく改善策について」<br>「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機能を生かす）」                    | ・小中連携授業参観<br>【2年】チャレンジ体験                                 | ・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②<br>・教育相談の実施②（3年進路相談） | ・進路保護者会<br>・入学説明会                          |
| 12 | ◇いじめ対策委員会⑨<br>「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」<br>「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」<br>「次年度の基本方針の見直しと作業について」                                                      | ・人権学習<br>・冬季休業を迎えるにあたっての心構え<br>・学年集会<br><br>【全校】薬物乱用防止教室 |                                                   | ・三者懇談会                                     |

|   |                                                                                                                               |                                                      |                                                 |                     |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------|
| 1 | ◇いじめ対策委員会⑩<br>「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」<br>「クラスマネジメントシートの実施に向けて」<br>◆年間反省①（部会ごと）<br>「今年度の反省と来年度への課題の共有」                            | ・インプレ発表会<br>・小中部活動体験<br>・小中連携授業参観<br>・小中連携の情報の集約について |                                                 | ・家庭地域教育講座<br>・地生連会議 |
| 2 | ◇いじめ対策委員会⑪<br>「クラスマネジメントシートの結果から」<br>「学校評価の結果について② PDCA サイクル」<br>「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」<br>◆年間反省②（全体）<br>「今年度の反省と来年度への課題の共有」    |                                                      | ・第3回クラスマネジメントシートの実施，学年集約と共有③                    | ・学校評価の実施            |
| 3 | ◇いじめ対策委員会⑫<br>「学校評価の結果について② PDCA サイクル」<br>「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」<br>◆職員会議<br>「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」<br>「来年度のいじめ防止基本方針について」 | ・3年生を送る会<br>・卒業式<br>・学級のまとめ<br>・学年集会<br>【3年】卒業前校外学習  | ・記名式アンケートの保管（教職員の意識調査も行う）<br>・クラスマネジメントシートデータ保管 | ・学校運営協議会 or 学校評議会③  |

\* 新型コロナウイルス感染拡大防止による対策として，年間予定計画等の一部予定内容について変更させていただく場合があります。